

放送受信契約の未契約世帯に対する民事訴訟 初の司法判断

テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約の締結と受信料の支払いに応じて頂けない神奈川県内の一般世帯に対し、NHKが提起していた民事訴訟において、本日、横浜地方裁判所相模原支部は、裁判所の判決をもって放送受信契約が成立するとの初めての判断を示し、受信機の設置の時期に遡って受信料を支払うよう命じる判決を言い渡しました。

未契約世帯に対する民事訴訟で、裁判所による判断が出たのは初めてです。（*注）

【判決に至る経緯】

- NHKでは、受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底する観点から、最後の手段として、法的手続きをとることとしています。
- 本件の世帯に対しては、繰り返し訪問するなど丁寧な対応を重ねてきましたが、どうしてもご理解を得られなかったため、やむを得ず民事訴訟を提起し、本日の判決に至りました。

平成24年11月22日 営業局受信料特別対策センターに対応窓口変更

平成25年 1月24日 このままでは提訴せざるを得ない旨の予告通知発送

2月21日 民事訴訟を提起（横浜地方裁判所相模原支部）

4月11日 第1回口頭弁論

6月27日 判決

【NHKのコメント】

放送法の定めに沿った適切な判決だと受け止めています。今後とも、受信料を公平に負担していただくための取り組みをすすめてまいります。

（*注）相手方の反論がないまま、NHKの請求が認められた判決は、これまでに5件出されています。